

「教育・保育提供区域」について

1 「教育・保育提供区域」の定義

(1) 法律上の定義（子ども・子育て支援法 第61条第2項第1号）

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

(2) 基本指針（案）上の定義

小学校区単位・中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域

①教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本

②教育・保育の認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

2 区域設定の際の留意点

(1) 利用の実態に合った区域となっているか。

- ① 保護者の送り迎えなど、移動状況を踏まえているか。
- ② 保護者が利用する際にわかりやすい区域分けになっているか。

(2) 現在の施設配置に合った区域となっているか。

- ① 児童人口に対する区域内の施設の設置状況に大差がないか。
- ② 区域内での利用の調整及び確保策を検討できるか。

4 門真市の教育・保育提供区域（案）

区域案の考え方

- ① 保護者にとって複雑でなく、比較的わかりやすい区域分けである。
- ② 区域内に一定の施設数があり、様々な施設を選択できる。
- ③ 児童人口に対する施設定員に大きな差が生じていない。



教育・保育提供区域(案)

2区域 とする